

公立大学法人の統合について

1 法人統合の目的

- ・ 大学間連携の強化による教育研究や社会貢献活動の充実
- ・ 大学運営の基盤強化
- ・ 経営の効率化

2 法人統合の方法

地方独立行政法人法第108条による吸収合併

- ・ 吸収合併存続法人：高知県公立大学法人
- ・ 吸収合併消滅法人：公立大学法人高知工科大学
- ・ 効力発生日：平成27年4月1日

3 組織・業務

(1) 法人の役員

- ・ 理事長と大学の学長は別に任命する。
- ・ 大学の学長は副理事長となる。

(2) 役員任期

- ・ 理事長の任期は、4年
- ・ 副理事長（学長）の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て法人の規程で定める。

(3) 事務局組織

事務局組織は統一し、法人及び大学の運営を効率的に行う仕組みをつくる。

4 人事制度

(1) 教員の人事・評価・給与

各大学の教員の人事・評価・給与制度は、当分の間、法人統合前の制度を引き継ぐ。

(2) 事務職員の人事・評価・給与

- ・ 事務職員の人事・評価・給与制度は、統合を契機に、統一化を図る。
- ・ 円滑な法人運営のため、当分の間は県から法人（大学）への職員派遣を行う。

5 目標・計画

(1) 中期目標

法人が達成すべき業務運営に関する中期目標に関し、法人統合後の平成27年度以降の2年間の内容について変更を行う。

(2) 中期計画

法人は、法人統合後の平成27年度以降の2年間の中期計画の内容の変更を行い、知事の認可を受け、公表する。

6 法人経営

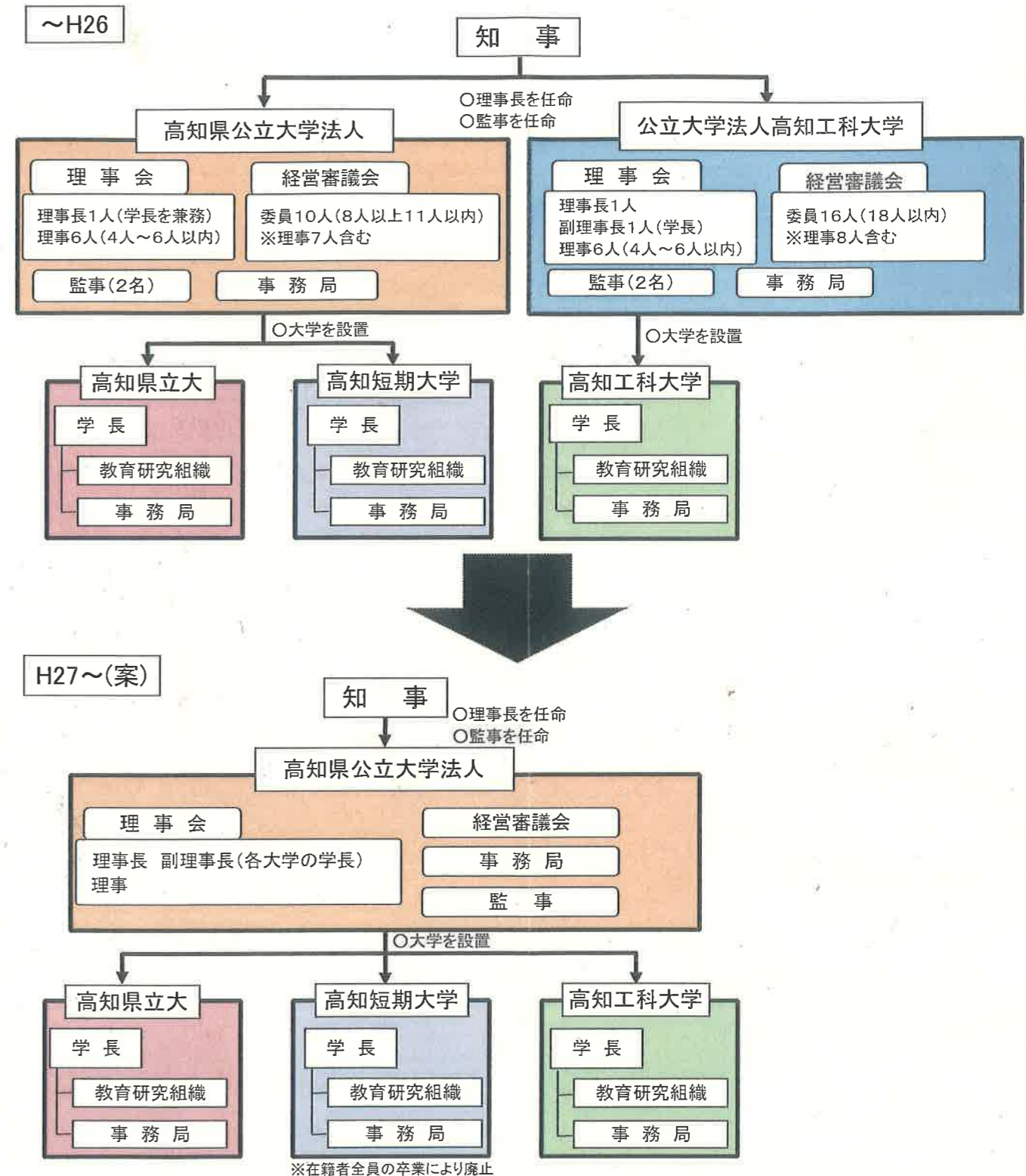
(1) 法人の経営

法人の経営は、それぞれの大学の特性に配慮して行う。

(2) 運営費交付金

運営費交付金については、法人事業の計画的実施が図られるように配慮するとともに、県の財政状況や社会状況、法人の経営状況等の変化も考慮して、交付額を決定する。

「公立大学法人の運営組織図」



今後のスケジュール

H26年度	9月議会	法人統合議案の提出 (定款変更を含む)	H27年度	4月1日	法人統合 理事長の任命 学長の任命
	1月	国への認可申請		6月議会	中期目標変更議案の提出
	2月議会	予算審議(運営費交付金)			
	3月	国の認可			

## ＜参考＞地方独立行政法人法抜粋

(合併)

第一百六条 設立団体は、その設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との合併をすることができる。

(吸収合併)

第一百八条 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との吸収合併(地方独立行政法人が他の地方独立行政法人とする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併後存続する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。)をしようとする場合には、吸収合併に関する地方独立行政法人の設立団体(以下この節において「関係設立団体」という。)は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 吸収合併後存続する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併存続法人」という。)  
及び吸収合併により消滅する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併消滅法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地

二 吸収合併がその効力を生ずる日(以下この章において「効力発生日」という。)

三 吸収合併存続法人の定款の変更

2 前項の場合においては、関係設立団体の長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の協議については、関係設立団体の議会の議決を経なければならない。

4 第一項及び前項の場合において、関係設立団体が一であるときは、当該関係設立団体が、その議会の議決を経て第一項に掲げる事項を定めるものとする。

5 第一項の規定により関係設立団体が定めた吸収合併存続法人の定款の変更については、第三項又は前項の規定による関係設立団体の議会の議決があつたことをもつて第八条第二項の規定による吸収合併存続法人の設立団体の議会の議決があつたものとみなし、第一項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことをもつて同条第二項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。